

千葉市難病 ガイドブック



目次

1. 難病について	1 ページ
・ 難病とは	
・ 指定難病とは	
2. 特定医療費（指定難病）助成制度のご案内	2～5 ページ
3. 相談・支援の窓口について	6、7 ページ
・ 難病相談支援センター	
・ 難病医師相談	
・ 難病相談事業	
・ 難病講演会	
・ 障害者基幹相談支援センター（障害のある方の相談機関）	
・ 就労に関する相談（ハローワーク千葉、障害福祉サービス）	
・ 難病情報センター	
4. 災害、非常時の対応について	8、9 ページ
5. 各種福祉サービス・制度のご案内	10～15 ページ
・ 在宅難病患者一時入院等事業（千葉県事業）	
・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業	
・ 在宅難病患者コミュニケーション機器導入のサポート	
・ 障害福祉サービスについて	
・ 介護保険について	
・ 障害者手帳について	
6. その他医療費助成制度のご案内	16、17 ページ
・ 小児慢性特定疾病医療支援事業	
・ 心身障害者（児）医療費助成	
・ 更生医療／育成医療	
7. 手当、年金のご案内	18、19 ページ
・ 手当について	
・ 障害年金制度について	
●患者さん・ご家族の情報、連絡先等記入ページ	20、21 ページ
●各制度に関する相談・問合せ先	21 ページ

<ガイドブック利用のご注意>

- ・ 内容は、原則、令和8年1月現在で作成しています。
ただし、掲載内容が変わることがありますのでご了承下さい。
- ・ ガイドブック掲載の「**ご案内**」項目につきましては、ご利用できる対象者に要件があります。（難病罹患のみで、ご利用できるというものではありません。）なお、ガイドブックは、制度等の概要となっておりますので、詳細につきましては、各問い合わせ先へお問い合わせください。

1. 難病について

難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、難病法）で、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの」と規定しています。

指定難病とは

難病のうち、以下の要件をすべて満たし、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして厚生労働大臣が指定します。

- ・患者数が国内において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと
 - ・客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること
- ※対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



厚生労働省 指定難病

検索

指定難病のうち、基準を満たすものは、医療費助成の対象となります。

難病

- ・発病の機構が明らかでない
- ・治療方法が確立していない
- ・希少な疾病である
- ・長期の療養を必要とする

指定難病

- ・患者数が国内において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと
- ・客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること

基準を満たすもの

医療費助成の対象

2. 特定医療費（指定難病）助成制度のご案内

難病法に基づき、認定された指定難病に係る医療費について助成を行います。

1 対象となる方

国が定めた指定難病の患者かつ千葉市内に住民登録のある方のうち、①又は②を満たす方。

- ① 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている方
- ② 指定難病の診断を受けているが、国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、支給認定の申請を行った月以前の12か月以内（ただし発症日以降に限る）に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方（軽症高額特例）。

（例）申請月 令和8年4月の場合

令和7年5月～令和8年4月の間に医療費総額が月33,330円を超える月が3回以上ある。

2 助成の内容

1) 助成対象の範囲

都道府県もしくは政令指定都市の指定する指定医療機関（診療所、病院、薬局、訪問看護事業所等）で受けた、指定難病にかかる医療、介護の費用が対象です。

- ① 医療の内容は、診察、薬剤、医学的処置、手術、その他の治療、居宅における療養上の管理、その他の看護等です。
- ② 介護の内容は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービスです。

* 助成対象外の費用

- ・ 指定医療機関以外での認定された指定難病に係る医療費
- ・ 認定された指定難病に起因しない病気やけが等の医療費
- ・ 公的保険適用外の医療
- ・ 入院中に係る食費
- ・ めがねやコルセットなどの補そう具や車いす等の費用
- ・ 鍼灸、マッサージ、柔道整復にかかった費用
- ・ 臨床調査個人票等に係る文書料 など

2) 負担割合

指定医療機関を利用したときに、特定医療費（指定難病）受給者証（以下「受給者証」）と自己負担上限額管理手帳（以下「管理手帳」）を提示すると、指定難病にかかる医療費の窓口でのお支払い（患者負担割合）が となります。（すでに1割または2割負担の方は変更ありません。）

3 負担額について

各医療機関、薬局、訪問看護事業所等でお支払いされた1か月ごとの金額を合算した金額が自己負担上限額を超えると、窓口での支払いがなくなります。

上限額は年収等の状況に応じて決定されます。

【自己負担上限額表（月額）】

(R8.4.1 現在)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来+入院）		
			一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収 ～80.9万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80.9万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税所得割	25.1万円以上	30,000	20,000	

*高額かつ長期

申請を行った日の属する月以前の12か月※の間において、支給認定を受けた指定難病の1か月当たりの医療費総額が、50,000円を超えた月が6か月以上あるときは、階層区分に応じて自己負担上限額が軽減されます。

※指定難病の支給認定開始日以降の期間に限ります。ただし、指定難病の支給認定前に小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合は、その期間を含みます。

4 他医療費助成制度との併給関係

心身障害者（児）医療費助成受給券または子ども医療費助成受給券（以下「受給券」）をお持ちの方の場合、患者負担額は、「受給券」に記載されている金額となりますが、指定難病の医療費助成制度が優先適用されます。

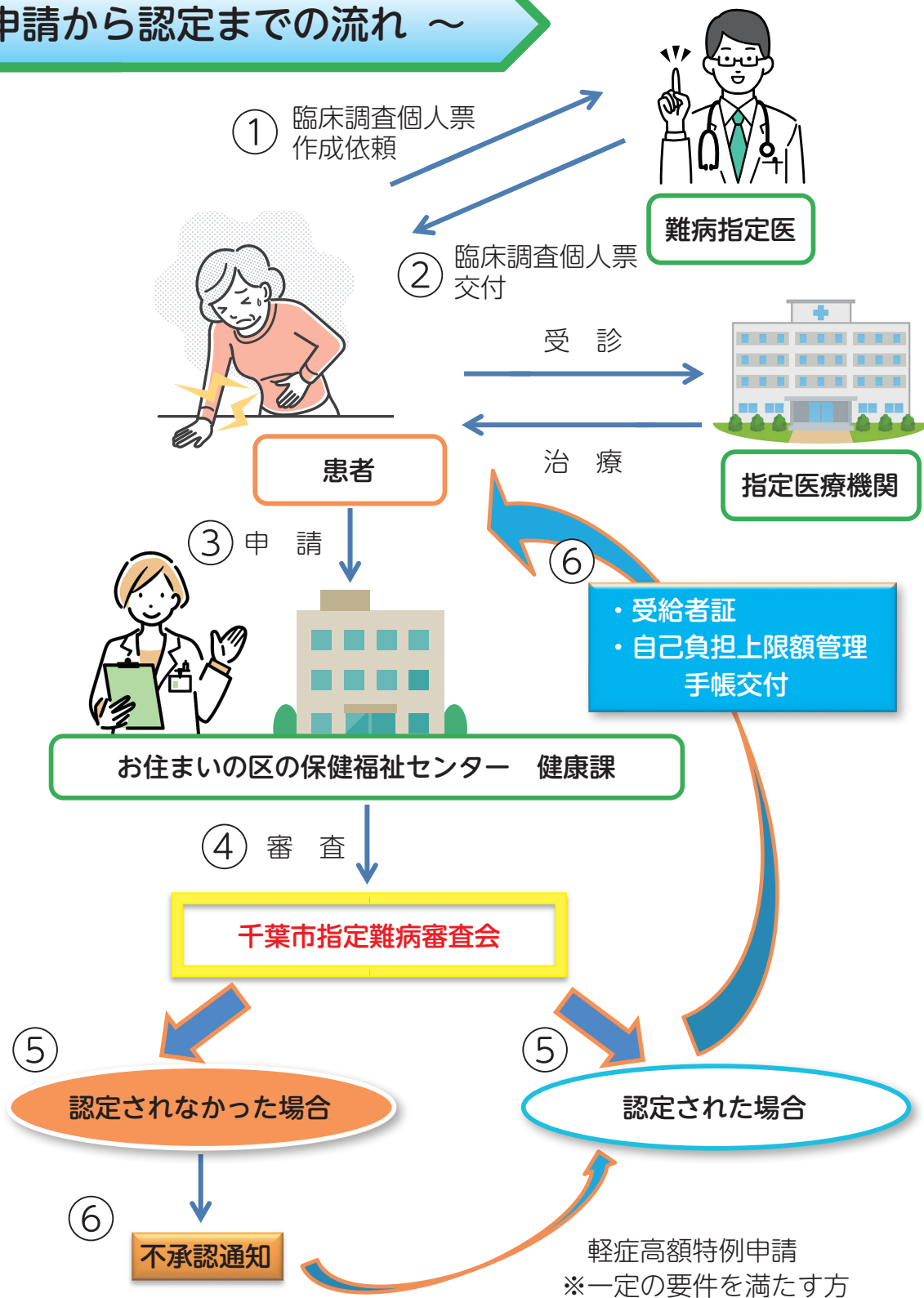
5 有効期間

有効期間の開始日は、臨床調査個人票の診断年月日または軽症高額特例の基準を満たした日の翌日からとなります。

申請日からの遡り期間は原則1か月ですが、入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。

継続して医療費助成を受けるためには、更新申請が必要です。

～ 申請から認定までの流れ ～



※申請から受給者証発行までは、3か月程度かかります。



※様式はホームページからダウンロードできます。

千葉市 指定難病

検索

6 申請書類

【全員が提出する書類】

☑	No.	書類の説明										
<input type="checkbox"/>	1	千葉県特定医療費（指定難病）支給認定申請（届出）書										
<input type="checkbox"/>	2	臨床調査個人票 <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病指定医に作成を依頼してください。 ・ 複数の疾病をお持ちの方は、疾病ごとの臨床調査個人票が必要です。 ・ 画像データ等の添付が必要な疾病があります。医療機関から臨床調査個人票以外の資料を渡された方は合わせてご提出ください。 										
<input type="checkbox"/>	3	健康保険の資格が確認できるもの （資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの 等） ※資格確認書は有効期限内のものか確認の上、ご提出ください。 患者様ご本人が加入している健康保険によって、以下の通り支給認定世帯員が異なります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">患者様が加入する健康保険</th> <th style="width: 50%;">提出が必要な方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被用者保険(会社の健康保険等)</td> <td>①患者様 ②被保険者(患者様が被扶養者の場合)</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険</td> <td>①患者様</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険組合</td> <td>②患者様と同じ記号番号の方</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療制度</td> <td>①患者様 ②患者様と住民票上同じ世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方</td> </tr> </tbody> </table>	患者様が加入する健康保険	提出が必要な方	被用者保険(会社の健康保険等)	①患者様 ②被保険者(患者様が被扶養者の場合)	国民健康保険	①患者様	国民健康保険組合	②患者様と同じ記号番号の方	後期高齢者医療制度	①患者様 ②患者様と住民票上同じ世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方
患者様が加入する健康保険	提出が必要な方											
被用者保険(会社の健康保険等)	①患者様 ②被保険者(患者様が被扶養者の場合)											
国民健康保険	①患者様											
国民健康保険組合	②患者様と同じ記号番号の方											
後期高齢者医療制度	①患者様 ②患者様と住民票上同じ世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方											
<input type="checkbox"/>	4	個人番号に係る調書 提出の際、マイナンバー確認書類のご提示をお願いします。										
<input type="checkbox"/>	5	療養生活のおたずね <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養状況についてご記入ください。 ・ ご記入いただいた内容により、保健福祉センター健康課から連絡が入る場合があります。 										

【該当する方のみ提出する書類】

<input type="checkbox"/>	①	医療費について確認できる書類（医療費申告書及び領収書等） 【対象】 「軽症高額」「高額かつ長期」に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準は2ページ及び3ページをご確認ください。
<input type="checkbox"/>	②	障害年金・遺族年金の振込通知等 【対象】 住民税非課税世帯で、患者様ご本人が障害年金等の非課税年金・手当を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者様ご本人の受給が確認できる振込通知等（下記の受給分）のご提出が必要となります。 6月までの申請の場合 → 前々年の1月～12月受給分 7月～翌年6月までの申請の場合 → 前年の1月～12月受給分 ・ 自己負担上限額の決定に必要となります。
<input type="checkbox"/>	③	支給認定世帯全員の住民票・世帯の所得を確認できる書類 【対象】 申請書の下部における、千葉市が住民基本台帳情報、市民税等に関する課税資料、生活保護情報、医療保険情報の調査を行うことに同意されない場合 市民税未申告の方は所得証明書の提出をお願いする場合があります。

3. 相談・支援の窓口について

難病相談支援センター

千葉市に在住し、国が難病と指定している疾患を抱える患者・ご家族・患者に関わる方々を対象に、電話や面談等により、療養生活や日常生活上の悩み、就労等、難病に関する様々なご相談に応じます。

<所在地> 〒260-8712

千葉市中央区仁戸名町673 独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター千葉東病院内

<電話相談> 相談受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00

(月曜日から金曜日。ただし、土日祝祭日は除く)

連絡先 043-264-3118

<面接相談> 予約制

難病医師相談

病気や治療、日常生活等のことについて、専門の医師による個別相談を行っています。

対象疾患については、市政だより、市ホームページでご確認、または、下記<問い合わせ先>までお問い合わせください。

※原則、診断が確定しており、主治医がいる方が対象になります。

※病名によっては対応が難しい場合があります。詳細はお問い合わせください。

<案内・申し込み方法> 市政だより、市ホームページ、各区保健福祉センター健康課窓口等でご案内しています。

<問い合わせ先> **千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課** (連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

難病相談事業

難病の方とご家族を対象に、保健師等が生活面、サービス、制度等について、家庭訪問、窓口での面接、電話相談等を行っています。お気軽にご相談ください。

<問い合わせ先> **お住まいの区の保健福祉センター健康課** (連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

難病講演会

難病の方及びご家族を対象に、専門医による講演会を開催します。対象疾患は毎年異なります。

<開催日および申し込み方法>

市政だより、市ホームページ、各区保健福祉センター健康課窓口等でご案内しています。

<問い合わせ先> **千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課** (連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

障害者基幹相談支援センター（障害のある方の相談機関）

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまなご相談をお受けいたします。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

<問い合わせ先>お住まいの区の障害者基幹相談支援センター

お住まいの区	所在地	電話	FAX	Eメール
中央区	中央区市場町2-15-201	043-445-7733	043-445-7785	chuo-kikan@cckikan.or.jp
花見川区	花見川区花園1-10-8	043-306-8293	043-306-8294	hanami-kikan@cckikan.or.jp
稲毛区	稲毛区作草部2-4-6	043-254-0671	043-290-6530	inage-kikan@houjin-chibacity-ikuseikai.jp
若葉区	若葉区大宮町2112-8	043-312-2853	043-265-5405	wakaba-kikan@wakabaizuminosato.or.jp
緑区	緑区おゆみ野4-22-6	043-312-4891	043-312-4892	midori-kikan@mirai-kobo.or.jp
美浜区	美浜区高洲3-14-1-508	043-307-5122	043-307-3682	mihama-kikan@iaa.itkeeper.ne.jp

<開所時間>月曜日～土曜日：午前9時～午後5時まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

※緊急の場合は、開所時間外でも電話に応じます。

<相談方法>電話、FAX、Eメール、来所、訪問などご希望にあわせてご相談に応じます。

就労に関する相談

ハローワーク千葉

難病患者就職サポーターが、難病患者の方や、難病患者を雇用する事業主の方を対象に、病状を踏まえたきめ細やかな就労支援や、雇用継続相談など、就労に関する総合的な支援・相談を行っています。

<問い合わせ先>ハローワーク千葉3階 専門援助窓口

所在地：千葉市美浜区幸町1-1-3 電話：043-242-1181（43#）

開庁時間：月曜日～金曜日：8：30～17：15（相談は予約制）

障害福祉サービス

障害福祉サービス（13ページをご参照ください）のうち、必要と認められた方は、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援等の利用が可能です。

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（連絡先の詳細は21ページをご覧ください）

難病情報センター

厚生労働省が難治性疾患の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、連絡先などの情報をインターネットで提供しています。

◎公益財団法人難病医学研究財団 難病情報センター

詳細はホームページをご確認ください。

難病情報センター

検索

4. 災害、非常時の対応について

- 災害等の非常時に、患者さん、ご家族があわてずに行動できるよう、日頃から必要なものを備蓄・整理して、備えておきましょう。
- 緊急連絡先や通院している病院・関係者等の連絡先は、メモしておきましょう
- 患者さんの身の回りの物品だけでなく、同居されているご家族の物品の準備も忘れないようにしましょう。

非常時のために備えておくもの（例）

懐中電灯・ライト、携帯用ラジオ、非常食や水、食料、お薬手帳（内服薬）、マイナンバーカード、受給者証、軍手、マスク、靴、現金、ビニール袋、ティッシュペーパー、口腔ケアセット（歯ブラシ、デンタルリンス等）等

特に医療機器をお使いの方は、停電や機器の故障等に対応できるよう、主治医等と相談して次のような確認・準備を行ってください。

※医療機器を装着している方などを対象に、保健師が訪問し、災害時の備え等の確認・相談を行います。

人工呼吸器をご使用の方

● 人工呼吸器

- 内蔵バッテリー バッテリーの有効期限 _____ 年 _____ 月
- 外部バッテリー（すぐに使えるように近くに置き、充電しておく。）
- 発電機 車からの発電 専用のアダプター
- シガーソケット（車から電源を取るためのソケット）
- アンビューバック（蘇生バック）がありますか
※アンビューバックの取り扱いはあわてずゆっくり押しよう平時から練習をしましょう。
- 予備の呼吸器回路一式はありますか

● 吸引器

- バッテリー内蔵式ですか バッテリーの有効期限 _____ 年 _____ 月
- 吸引チューブ、滅菌グローブ、アルコール綿など持ち運べる状態になっていますか
- 蒸留水はありますか

● 栄養

- 経管栄養セット 注射筒

● その他

-

在宅酸素療法をしている方

- 予備のポータブル型の酸素濃縮器はありますか
- 携帯用酸素ポンペを準備していますか
- 停電時に対応できるよう携帯用発電機を準備しましょう
※火気厳禁なので、使用方法・保管場所にも注意をしましょう
- 予備のチューブを準備しましょう

● その他

-

吸引器を使用している方

- バッテリー内蔵式ですか バッテリーの有効期限 _____ 年 _____ 月
- 足踏み式や手動式の吸引器はありますか
- 蒸留水はありますか
- 吸引チューブ、滅菌グローブ、アルコール綿など持ち運べる状態になっていますか
- その他
- _____ _____

経管栄養を造設している方

- カテーテルの種類は _____ 型カテーテル：サイズ _____ F r
- カテーテル交換頻度
- 1～2 か月 最終交換日 _____ 月 _____ 日
- 半年 最終交換日 _____ 月 _____ 日
- _____ 病院
- 注射筒はありますか
- その他
- _____ _____

注射・内服中の方

- インスリン・成長ホルモン・生物学的製剤などの薬剤を使用している方
薬剤の保管方法については病院・薬局にお聞きになり、適切に保管しましょう。
- 冷蔵保存状態確保のためクーラーバッグや保冷剤は常に準備しておきましょう。
- 注射器・消毒用アルコール綿等持ち運べる状態にしておきましょう。
- ※お薬手帳は持ち出せるようにしておきましょう

医療機器の点検、バッテリー等の状態で、わからない場合はメーカー販売業者にご相談ください。

緊急・防災ニュース等情報

* 千葉市災害緊急速報メール

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/kinkyuusokuhoumail.html>

* NTT 災害用伝言ダイヤル「1 7 1」

* 千葉市防災ポータルサイト：<https://city-chiba.my.site.com/>

停電時の問合せ先：東京電力パワーグリッド

電話：0120-995-007 (0120 をお使いになれない場合：03-6375-9803)

(耳や言葉の不自由な方専用 F A X：0120-995-606)

[受付時間] 9:00～17:00 (日・祝日、年末年始を除く)

停電など緊急のご用件については、全日 24 時間承ります。

PC、モバイルから、チャットでもお問い合わせ可能です。詳細はホームページをご確認ください。

東京電力パワーグリッド

検索

5. 各種福祉サービス・制度のご案内

在宅難病患者一時入院等事業（千葉県事業）

介護者の休息（レスパイト）や事故等の理由により、一時的に在宅で介護が受けられない場合、千葉県が委託している医療機関への短期間の入院（一時入院）もしくは看護師を患者様のお宅に派遣すること（在宅レスパイト）ができます。

1 対象者（以下の条件を全て満たす方）

- 1) 一時入院
 - ① 千葉県に住所を有する方
 - ② 在宅で療養する指定難病の患者及び千葉県特定疾患治療研究事業対象疾患のうち神経・筋疾患の方
 - ③ 家族等の介護者の休息（レスパイト）、又は事故等の理由により、一時的に在宅で介護等が受けられなくなった方
 - ④ 常時医学的管理下に置く必要があり、病状が安定している方
- 2) 在宅レスパイト
 - ・上記に加え、指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で常時人工呼吸器を使用している方

2 施設

千葉県が委託している一時入院施設、訪問看護事業所等です。

- ※・一時入院：特定の施設を希望される場合、病床の空き状況によっては希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・在宅レスパイト：普段利用していない施設の利用を希望される場合、事前協議の結果により、希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

3 期間、利用回数

- 1) 一時入院
 - ・期間は20日以内です。ただし、延長の必要性を県が認めたときは、延長の申請ができます。
 - ・承認後、最初の入院期間を含めて1か月の範囲内で延長が可能です。
 - ・回数は、年度内（4月～翌年3月末）で3回以内です。
- 2) 在宅レスパイト
 - ・期間は、1時間単位で1月につき4時間以内です。
 - ・回数は、利用月を1回とし、同一年度で12回までです。
 - ※一時入院および在宅レスパイトの利用回数は合わせて12回以内です。

4 その他

- ・一時入院：事業の趣旨が介護者の休息等（レスパイト）のため、入院時の基本的な検査を除いて、特別な治療等を行いません。なお、基本的に医療費は発生しませんが、差額ベッド代、雑費・移送費用等は利用者負担となります。
- ・在宅レスパイト：看護師派遣に係る交通費等は利用者負担となります。

利用までの流れ

1 事前協議

利用を希望する方は、**申請前にお住まいの区の保健福祉センター健康課**にご相談下さい。連絡相談員と保健福祉センター健康課が、入院等の可否や入院等施設について協議します。

2 申請

事前協議後、入院等が適当と判断された方には、**お住まいの区の保健福祉センター健康課**から連絡しますので、**ご申請ください**。

3 調整および決定

入院等の可否を文書により通知します。

※一時入院は、入院決定後、改めて入院の日時や入院時の持ち物についてお知らせします。

<問い合わせ先> **お住まいの区の保健福祉センター健康課**（連絡先の詳細は21ページをご覧ください）

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器を装着し、在宅療養する指定難病患者等の方が、診療報酬で請求できる回数を超えた訪問看護を受けることができます。

<概要>

1 対象者（以下の3つの要件を満たす方）

- ① 千葉市在住で、特定医療費（難病指定）受給者証をお持ちの方
- ② 認定された指定難病を主たる要因として、在宅にて人工呼吸器を使用している方
- ③ 主治医が診療報酬で請求できる回数を超えた訪問看護を必要と認める患者の方
※特定疾患治療研究事業対象疾患の方については、千葉県が同様の事業を実施しています。
詳細は、千葉県庁疾病対策課にお問い合わせください。

2 実施方法

- ・千葉市と委託契約を取り交わした訪問看護ステーション等が、診療報酬で請求できる回数を超えて行った訪問看護の費用を公費負担します。
- ・対象となる訪問看護の回数は、患者1人に対し1週間に5回、年間で260回が限度です。
- ・患者の病状等から判断し必要な場合は、年間の限度回数以内で、1週間について5回を超える訪問看護を行うことも可能です。

3 申請手続き等

訪問看護ステーション等と千葉市が委託契約を結ぶとともに、利用を希望する方からの事前登録が必要です。

お住まいの区の保健福祉センター健康課へ申請してください。なお、訪問看護ステーション等が申請することも可能です。申請が認められたときは、決定通知書が交付されます。

詳細は、お住まいの区の保健福祉センター健康課にお問い合わせください。

4 期間

期間は、原則1年間です。新規申請した患者の方は、申請日から3月31日までの範囲内です。なお、必要と認められる場合は、その期間を更新できます。

5 その他

本事業は、一人の患者の方に対し、通常よりも多く訪問看護を実施するものであることから、本事業の利用を希望される場合は、実施主体である訪問看護ステーションや関係機関と十分に協議のうえ、申請してください。

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター健康課もしくは**千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課**
(連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

※特定疾患治療研究事業対象疾患の方は、千葉県庁疾病対策課にお問い合わせください。

千葉県庁疾病対策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 ☎043-223-2662 FAX 043-224-8910

在宅難病患者コミュニケーション機器導入のサポート

<対象者>

指定難病のうち、主に神経・筋疾患の患者。コミュニケーション機器の購入を検討されている方、どのような機種があるか知りたい、試用してみたいという方。

<内容>

病気によって意思疎通が困難になる方へのコミュニケーション支援として、コミュニケーション機器導入支援と機器の貸し出しを行っています。

コミュニケーション機器導入支援は千葉医療センター千葉東病院に入院（2週間程度）していただき身体機能評価、機器の選択、使用練習を行います（※千葉県在宅難病患者一時入院内での利用も可能です）。

コミュニケーション機器をお住まいの場所で試したい方へ、1ヶ月間無料で機器の貸し出しを行っています。詳細は千葉市難病相談支援センターにお問い合わせください。

<問い合わせ先>

千葉市難病相談支援センター

電話：043-264-3118

（連絡先の詳細は6ページをご覧ください。）



障害福祉サービスについて

1 対象者

障害者総合支援法施行令（政令）で定める疾病（376疾病）にかかっている方

2 実施内容

- ・障害者手帳をお持ちでなくても、障害福祉サービス等を利用することができます。また、対象の方が児童の場合は、児童福祉法の障害児支援も利用できます。
- ・介護保険のサービスを利用できる方（65歳以上で要介護等の状態にある方、もしくは40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態になった方）は、原則として、介護保険が優先となります。

3 利用方法

対象疾病がわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等）を持参の上、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で手続きを行ってください。

その後、障害支援区分の認定や支給決定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用することができます。

4 利用者負担

原則として、利用したサービス費用の1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1か月に負担する費用の上限額が定められています。また、各種軽減措置を設けています。

【主な障害福祉サービスの種類（例）】

居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護：居宅で入浴、排せつ、食事等の介護など行います。 家事援助：居宅で調理、洗濯、買い物等の家事などを行います。 (要件に該当する場合には、育児支援も行えます。)
短期入所	居宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
日常生活用具・補装具	日常生活用具の購入費用や補装具の購入・修理費用を支給します。 ※在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、在宅酸素（酸素濃縮器）のいずれかを使用している方は、発電機や蓄電池等も支給対象となります。

※上記は、障害福祉サービス等の一部です。認定された障害支援区分によってご利用できるサービスが異なります。

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（連絡先の詳細は21ページをご覧ください）

障害福祉サービスの対象となる疾病や利用できるサービス等については、障害者福祉のあんないをご覧ください。

なお、障害者福祉のあんないは、千葉市のホームページからご覧いただけます。

千葉市 障害者福祉のあんない

検索

介護保険について

介護保険加入者のうち、介護が必要な方に対して介護サービスを提供します。

1 加入者

65歳以上の方（第1号被保険者）と40～64歳までの方（第2号被保険者）

2 介護サービスを利用できる方

65歳以上の方で介護が必要と認定された方

40～64歳までの医療保険に加入している方で老化が原因とされる病気（特定疾病）により支援、介護が必要な方

※老化が原因とされる病気（特定疾病）

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患（外傷によるものを除く） ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

3 利用方法

介護サービスを利用するためには、お住まいの区の保健福祉センター**高齢障害支援課介護保険室**に申請し、要介護・要支援認定を受ける必要があります。認定された要介護状態区分に応じて、介護保険から給付される上限額（支給限度基準額）が決まります。

4 利用者負担

原則として、利用したサービス費用の1割を負担していただきますが、一定以上の所得のある方は、自己負担が2割または3割になります。

特定医療費（指定難病）の助成対象の介護保険サービスは、2ページをご確認下さい。

※介護保険料に未納があると、納めていない期間に応じた給付制限（自己負担割合の引上げ等）がかかります。

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター**高齢障害支援課介護保険室**
(連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

介護保険制度や利用できるサービス等については、千葉市のホームページをご覧ください。

千葉市 介護保険

検索

☆ 訪問看護について

下記の厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合は、**介護保険利用中（要支援・要介護）の方でも医療保険の訪問看護の適用対象**となり、

・週4日以上の利用 ・1日に2～3回の利用 ・2～3か所の訪問看護ステーションを利用が可能になります。

※厚生労働大臣が定める疾病等

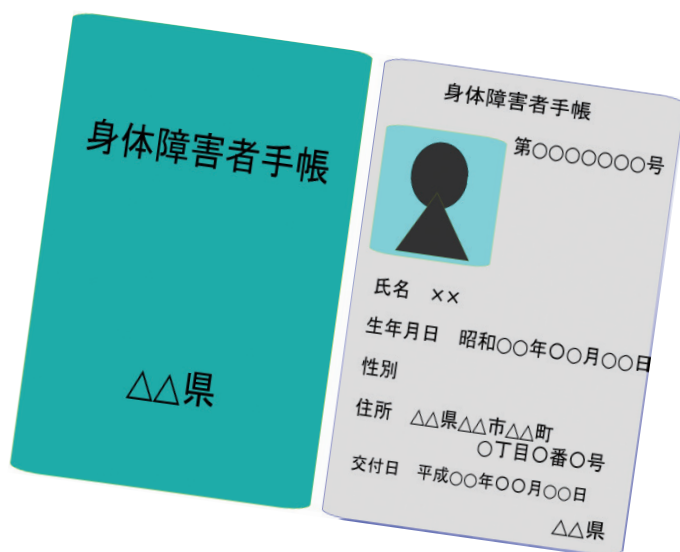
●末期の悪性腫瘍 ●多発性硬化症 ●重症筋無力症 ●スモン ●筋萎縮性側索硬化症 ●脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病 ●進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）） ●多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ●プリオン病 ●亜急性硬化性全脳炎 ●ライソゾーム病 ●副腎白質ジストロフィー ●脊髄性筋萎縮症 ●球脊髄性筋萎縮症 ●慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症候群 ●頸髄損傷 ●人工呼吸器を使用している状態

障害者手帳について

各種制度、サービスをご利用する際に必要となることが多い手帳です。なお、難病罹患が取得の要件ではありませんので、詳細につきましては、各申請窓口にお問い合わせください。

手帳の種類	対象者	申請窓口
身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害のため、日常生活に著しく制限を受けている方。 障害程度によって1級～6級に区分されます。	お住まいの区の保健福祉センター 高齢障害支援課
療育手帳	児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害と判定された方。 障害程度によって、AからBの2に区分されます。	お住まいの区の保健福祉センター 高齢障害支援課
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にある方 (初診日から6か月以上経過した方) 障害程度によって、1級～3級に区分されます。	お住まいの区の保健福祉センター 健康課

※連絡先の詳細は 21 ページをご覧ください。



6. その他の医療費助成制度等のご案内

小児慢性特定疾病医療支援事業

<対象者>

国が指定した対象疾病に該当し、認定基準を満たした18歳未満の方。
(18歳になる前から認定を受けていた場合で、18歳になった後も引き続き治療が必要であると認められた場合は20歳未満)

<助成内容>

認定された疾病に対する医療について、保険適用した医療費の自己負担額の一部または全額が助成されます。

<問い合わせ先>

各保健福祉センター健康課ころと難病の相談班 (連絡先の詳細は、21ページをご覧ください)

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

①小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談

市内に在住で、小児慢性特定疾病の認定を受けている方及びそのご家族を対象に電話相談をお受けしています。お気軽にお電話ください。

<相談窓口・相談日時等>

月～金曜日 9:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)

電話：043-238-9968 FAX：043-238-9946 (いずれも健康支援課)

②相互交流支援事業・講演会

長期に療養が必要なお子さんとそのご家族を対象に、交流イベントや講演会を開催します。

<開催日および申込方法>

市政だより、市ホームページ、各区保健福祉センター健康課窓口等でご案内しています。

<問い合わせ先> 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課(連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

心身障害者(児)医療費の助成

<対象者>

国民健康保険等、各医療保険の被保険者又は被扶養者で、以下のいずれかに該当する方

①身体障害者：身体障害者手帳1～2級及び内部障害3級の方

②知的障害者：療育手帳A(Aの1・Aの2)～概ねBの1の方(知能指数50以下)

③精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の方

※65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外

<内容>

- ・保険診療の範囲内で医療費の自己負担分について助成されます。(入院時の食事療養費等は対象外)
- ・所得による制限があります。※(特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象外)
※自立支援医療受給者のうち、「重度かつ継続」に該当する方は、所得による制限はありません。
- ・助成を受けるためには、事前に受給資格の認定申請を行う必要があります。
- ・助成は、申請した月の1日の受診分から対象になります。

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課 (連絡先の詳細は21ページをご覧ください)

※特定医療費(指定難病)受給者証と心身障害者(児)医療費助成制度の受給券について、両方ともお持ちの方は、**必ず両方の受給者証(券)を提示して下さい。**

(医療機関の窓口で、患者本人が負担する金額は心身障害者(児)医療費助成制度の受給券に記載された自己負担額になります)

更生医療／育成医療

<対象者>

身体障害者（児）

<内容>

- ・障害の軽減、進行の防止、機能の回復のための治療を行う場合にその費用の一部を公費負担します。
- ・人工透析療法、腎臓移植手術、心臓手術、整形外科手術、中心静脈栄養法（小腸）、肝臓移植手術、免疫機能改善等が対象です。
- ・医療費の自己負担が原則 1 割となり、更生医療／育成医療を受ける方の世帯の所得額等に応じて月額自己負担上限額が設定されます。継続的に相当額の医療費がかかる方（重度かつ継続）については、別途負担を軽減する制度があります。
- ・所得による制限があります。
- ・更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象です。
- ・事前の申請が必要です。

<問い合わせ先>

- ・更生医療：お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（連絡先の詳細は 21 ページをご覧ください）
- ・育成医療：お住まいの区の保健福祉センター健康課すこやか親子班

お住まいの区	所在地	電話番号	FAX 番号
中央区	〒260-8511 中央区中央 4-5-1 きぼーる 13 階	043-221-2581	043-221-2590
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂 1-1	043-275-6295	043-275-6298
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川 4-12-4	043-284-6493	043-284-6496
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚 2-19-1	043-233-8191	043-233-8198
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町 226-1	043-292-2620	043-292-1804
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂 5-15-2	043-270-2213	043-270-2065

7. 手当・年金のご案内

手当について

○特別児童扶養手当

<対象者>

20歳未満の障害児（下記のいずれか）の保護者の方（施設に入所中の障害児は対象外）

重度（1級） ・身体障害概ね1級、2級 ・知的障害①～Aの2

・精神障害（上記の障害と同程度のもの）

中度（2級） ・身体障害概ね3級 ・知的障害概ねBの1

・精神障害（上記の障害と同程度のもの）

※障害等級によって手当額が異なります。また、所得制限があります。

○障害児福祉手当

<対象者>

20歳未満の重度障害児で、日常生活に常時介護を必要とし、下記のいずれかに該当する方（施設に入所中の障害児は対象外）

・身体障害1級、2級の一部 ・知的障害①～②の2 ・精神障害児（常時要介護）

※所得制限があります。

○市福祉手当（児）

<対象者>

障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度障害児（下記のいずれか）の保護者の方

・身体障害1級、2級、身体障害3級～6級で概ね6か月以上ねたきりの身体障害児

・知的障害①～概ねBの1（知能指数50以下）

・精神障害1級

○特別障害者手当

<対象者>

重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方（施設に入所中、あるいは3か月を超えて入院の方は対象外）

※所得制限があります。

○市福祉手当（者）

<対象者>

特別障害者手当に該当しない20歳以上の重度障害者（施設に入所中、あるいは3か月を超えて入院の方、65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外）

・身体障害1級、身体障害2級～6級で6か月以上ねたきりの方

・知的障害①～概ねBの1（知能指数50以下）

・精神障害1級

<問い合わせ先>

お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課（連絡先の詳細は21ページをご覧ください）

障害年金制度について

○障害年金とは

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、国から給付される年金制度です。

○障害基礎年金について

<対象者>

- 国民年金法の障害等級1・2級で、次のいずれかに該当する方（65歳前に初診日がある方に限る）
- ・初診日に国民年金に加入しており（日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方は年金制度に加入していなくても可）、保険料の納付要件を満たしている方が初診日から1年6か月経過した日、または症状が固定した日に、同法に定める障害の状態にある場合。
- ・20歳前に初診日がある病気やケガが原因で、同法に定める障害の状態に該当する方が20歳になった場合。

※支給内容等詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

各区役所市民総合窓口課

お住まいの区	所在地	電話番号	FAX 番号
中央区	〒260-8733 中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階	043-221-2133	043-221-2680
花見川区	〒262-8733 花見川区瑞穂 1-1	043-275-6278	043-275-6371
稲毛区	〒263-8733 稲毛区穴川 4-12-1	043-284-6121	043-284-6190
若葉区	〒264-8733 若葉区桜木北 2-1-1	043-233-8133	043-233-8164
緑区	〒266-8733 緑区おゆみ野 3-15-3	043-292-8121	043-292-8160
美浜区	〒261-8733 美浜区真砂 5-15-1	043-270-3133	043-270-3196

○障害厚生年金、障害手当金

<障害厚生年金対象者>

初診日に厚生年金に加入しており、障害年金を受けられる保険料納付要件を満たし、初診日から1年6か月経過した日、または症状が固定した日に、厚生年金保険法に定める障害の状態にある方。

<障害手当金対象者>

初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った方。

※支給内容等詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

お住まいを管轄する年金事務所

お住まいの区	管轄事務所名	所在地	電話番号	FAX 番号
中央区 若葉区 緑区	千葉年金事務所	〒260-8503 千葉市中央区 中央港 1-17-1	043-242-6320	043-241-0211
花見川区 稲毛区 美浜区	幕張年金事務所	〒262-8501 千葉市花見川区 幕張本郷 1-4-20	043-212-8621	043-273-4511

連絡先と家族の情報

氏名		男女	生年月日	年	月	日	才
病名				通院先			

緊急時避難先

名称（病院名、施設名など）	
連絡先	

関係者連絡先

関係先	氏名	名称	連絡先：☎
主治医			
訪問診療医			
ケアマネージャー			
訪問看護ステーション			
介護事業所			

家族・親戚・知人の連絡先

続柄・関係	氏名	住所	連絡先：☎

医療機器メーカー等の連絡先

機種	担当者名	住所	連絡先：☎

医療機器メーカー等の連絡先

カテーテル	種類・型・サイズ	交換頻度	連絡先：☎
胃ろう		か月ごと	
挿管チューブ		か月ごと	
膀胱留置カテーテル		か月ごと	

各制度に関する相談・問い合わせ先

お住まいの区	名称	電話	健康課	高齢障害支援課	介護保険室
	所在地	FAX			
中央区	中央保健福祉センター	電話	043-221-2583	043-221-2152	043-221-2198
	〒260-8511 中央区中央 4-5-1 きぼーる 13階	FAX	043-221-2590	043-221-2602	043-221-2602
花見川区	花見川保健福祉センター	電話	043-275-6297	043-275-6462	043-275-6401
	〒262-8510 花見川区瑞穂 1-1	FAX	043-275-6298	043-275-6317	043-275-6317
稲毛区	稲毛保健福祉センター	電話	043-284-6495	043-284-6140	043-284-6242
	〒263-8550 稲毛区穴川 4-12-4	FAX	043-284-6496	043-284-6193	043-284-6193
若葉区	若葉保健福祉センター	電話	043-233-8715	043-233-8154	043-233-8264
	〒264-8550 若葉区貝塚 2-19-1	FAX	043-233-8198	043-233-8251	043-233-8251
緑区	緑保健福祉センター	電話	043-292-5066	043-292-8150	043-292-9491
	〒266-8550 緑区鎌取町 226-1	FAX	043-292-1804	043-292-8276	043-292-8276
美浜区	美浜保健福祉センター	電話	043-270-2287	043-270-3154	043-270-4073
	〒261-8581 美浜区真砂 5-15-2	FAX	043-270-2065	043-270-3281	043-270-3281

保健福祉局健康福祉部健康支援課			
(令和8年秋まで)	〒260-0025 中央区問屋町 1-35 ポートサイドタワー 11F	電話	043-238-9968
(令和8年冬以降)	〒261-0001 美浜区幸町 1-3-9	FAX	043-238-9946

<編集・発行>

令和8年3月

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

